

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）11月14日（諮問第239号）

答申日：令和7年（2025年）10月31日（答申情第195号）

事案名：県庁全職員の出身校等が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、県庁全職員の出身校等が分かる文書について、令和6年（2024年）9月10日に行った不開示決定は妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）8月30日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。

本開示請求時の熊本県庁全職員の出身校、学部、学科（以下「出身校等」という。）が分かる資料（以下「本件請求文書」という。）

- 2 令和6年（2024年）9月10日、実施機関は、本件請求文書に該当する行政文書として「熊本県履歴カード」（以下「履歴カード」という。）を特定し、個別の記載内容の全てが条例第7条第2号（個人に関する情報）に、それらを除いた部分が条例第8条第1項ただし書の規定に該当することを理由に不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和6年（2024年）10月11日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和6年（2024年）11月14日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

不開示決定の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の要旨

審査請求人が開示を求める情報は、部分開示にすることにより、個人を識別することができない状態にすることが可能である。

「有意の情報が記録されていない」とする「開示対象文書に含まれる不開示情報を除いた部分」は、全部を開示しない状態で何を指すのかが不明である。

本件開示請求は、知事が令和6年（2024年）8月20日の会議で「普通科は要らない」と発言したことからの状況確認のためのものでもあり、有意な情報でないことはあり得ない。

(2) 反論書の要旨

弁明書では、履歴カードの記載内容が条例第7条第2号ただし書ウに該当しないとしているが、知事の発言は、学歴で職務の遂行の可否を判断するものであり、具体的な職種も挙げていることから、出身校等が職務の遂行に係る情報でないとは言えない。

県庁職員の出身校等に有意性を持たせたのは、知事の発言であり、有意性の有無は県の判断のみで決まるものではない。

本件開示請求は、学歴以外の情報の開示を求めているため、職員の氏名等が不開示情報であるならば、それらは容易に区分して除くことができるため、当該部分を除いた学歴については、開示をしなければならない。

出身校等によって個人が特定できると判断される場合（特異な学校、学部、学科など）は、それらを不開示情報として部分開示することは十分可能である。

知事としての持論の実現の推移を見守るためにも、現時点での状況を把握しておく義務と権利が県民にはあることから、「普通科」出身者数が確認できる情報の開示は必須である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び提出資料によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

履歴カードは、県の機関における人事情報等を管理するため、職員ごとに作成され、その記載内容は、職員の氏名、性別、生年月日、現住所、採用年月日、採用形態、学歴、免許・資格、昇給昇格歴等がある。これらは、全体として職員個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照

合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。) であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

履歴カードの記載内容は、人事管理上保有する職員個人に関する情報であり、職員の具体的な職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。

履歴カードは、全体が職員個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、その記載内容の全てが不開示情報である。したがって、不開示情報を除いた部分には有意の情報は記録されておらず、条例第8条第1項ただし書きに該当する。

2 提出資料の要旨

(1) 職員の出身校等の管理について

職員の出身校等の情報は、新規採用時、職員本人から報告を受けて収集している。なお、学科については、記載がなくてもエラーとならないため、収集できていない場合がある。

入庁以降は、毎年度4月の身上報告時に、職員本人が更新している。なお、入庁前の学歴は誤りが無い限り修正できない設定としており、更新できるのは入庁後学歴のみである。

また、職員の出身校等を集計したデータは保有していない。

(2) 条例第7条第2号該当性について

履歴カードのうち、職員の氏名等、個別の記載内容について、その全てが一体として職員個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため、条例第7条第2号に該当する。

人事に係る重要な個人情報であるため、同号ただし書ア及びイに該当することは想定されない。

また、履歴カードは、何らかの具体的な職務の遂行と直接関連する情報とは言えず、同号ただし書ウにも該当しない。

(3) 条例第8条第1項ただし書該当性について

履歴カードのうち、個別の記載内容を除いた様式部分について、無意味な文字の羅列であることから、有意の情報が含まれず、条例第8条第1項ただし書に該当する。

第5 審議会の判断

当審議会では、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分 of 妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分において不開示とした根拠となる条例の規定について

(1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、次の情報を不開示情報と規定している。

個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（中略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条1項の規定について

条例第8条1項は、部分開示について次のように規定している。

実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 原処分の妥当性について

(1) 文書の特定について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関の説明内容も踏まえると、本件請求文書は、熊本県庁に所属する全ての職員の履歴カードであると解される。

(2) 条例第7条第2号該当性について

履歴カードを見分したところ、その記載内容は、第4の1で実施機関が説明するとおりであると認められた。

履歴カードにおける個別の記載内容は、その全てが一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められることから、条例第7条第2号本文前段に該当する。

ここで、審査請求人は、第3の2（2）のとおり、県庁職員の出身校等が職務の遂行に係る情報に該当する旨主張していることから、当該情報が同号ただし書ウに該当するか検討する。

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいい、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであると解される。

しかしながら、履歴カードにおける各職員の個別の記載内容は、当該職員がその組織上の地位に基づき所掌する事務を実施したことにより作成されたものではなく、当該職員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有しないため、同号ただし書ウに該当しない。

また、同号ただし書ア又はイに該当する事情も認められない。

したがって、履歴カードにおける各職員の個別の記載内容を同号により不開示としたことは妥当である。

（3）出身校等の部分開示の可否について

審査請求人は、第3の2（1）及び（2）のとおり、氏名等の情報を黒塗りにすれば個人の特定ができないから、自らが開示を求める出身校等の情報は部分開示しなければならない旨主張している。

しかしながら、履歴カードにおける個別の記載内容は、（2）のとおり、その全てが一体として特定の個人を識別することができる情報に該当することから、条例第8条第1項の「行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」に該当しない。

なお、不開示情報の該当性及びその範囲は、開示請求者が誰であるか、請求目的が何であるか等によって影響を受けるものではなく、何人からの如何なる目的による開示請求であろうと、条例が規定する不開示情報に該当するか否かにより客観的に判断されるべきものと解される。

したがって、出身校等の情報を部分開示することはできないものと認められる。

（4）審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審議会の判断に影響しない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年）11月14日	・ 諮問（第239号）
令和7年（2025年） 8月26日	・ 審議
令和7年（2025年） 9月25日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

部会長 鹿瀬島 正剛

委 員 齊藤 信子

委 員 関 智弘